

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和元年度）

[カスタムカーショーで144台の出展車両に文書による注意喚起]
 [自動車用品店で10件の自動車部品・カー用品に注意喚起]

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）は、不正改造車の排除を目的として、平成18年からカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動並びに自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでおります。

今般、令和元年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

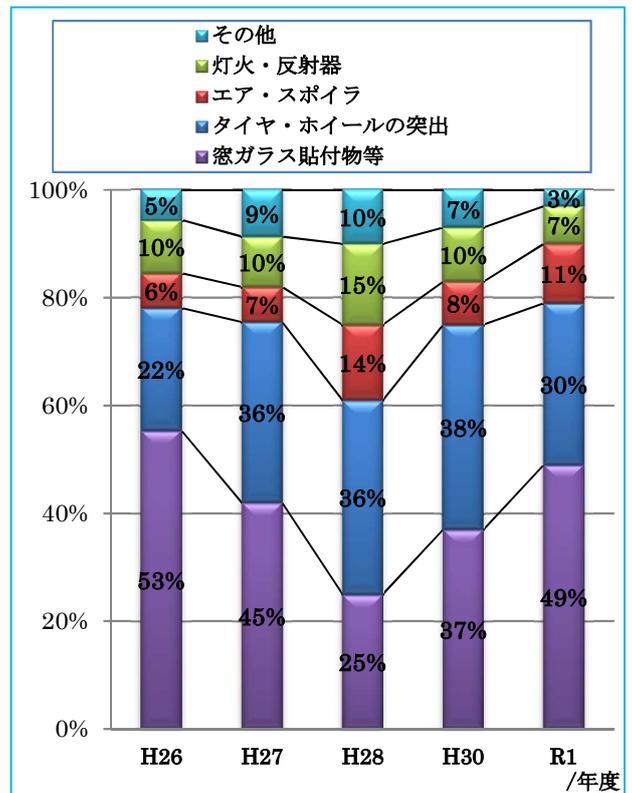
令和2年1月から2月にかけて開催された3カ所のカスタムカーショー（東京オートサロン、大阪オートメッセ、名古屋オートトレンド）において、展示された車両を自動車機構の自動車検査官が確認を行いました。

その結果、公道走行ができない改造が施された展示専用車両であるにもかかわらず、来訪した自動車ユーザーに公道走行ができると誤解を与える展示を行っていた出展者等に対しては、文書により注意喚起を行うとともに、「公道走行不可」等の明確な表示をお願いしました。

表示が必要と確認された車両は合計144台、装置箇所は延べ229件あり、内訳としては、窓ガラスへの貼付物等とタイヤ・ホイールの突出で全体の約80%を占めました。（グラフ参照）

この啓発活動も15年目を迎え、主催者及び出展者の方々の不正改造に対する理解が深まってきたところですが、今年度も引き続き主催者等との連携を深め、不正改造車の撲滅に向けて取り組んで参ります。

グラフ：装置別の不適合箇所数内訳



◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

令和元年6月から9月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの18店舗に自動車機構の自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で10件(前年度8件)見受けられたため、購入者への適切なアドバイスをを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。(右表及びグラフ参照)

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は3種類あり、その中で最も多かったものは、「窓ガラス貼付物等」の7件でした。

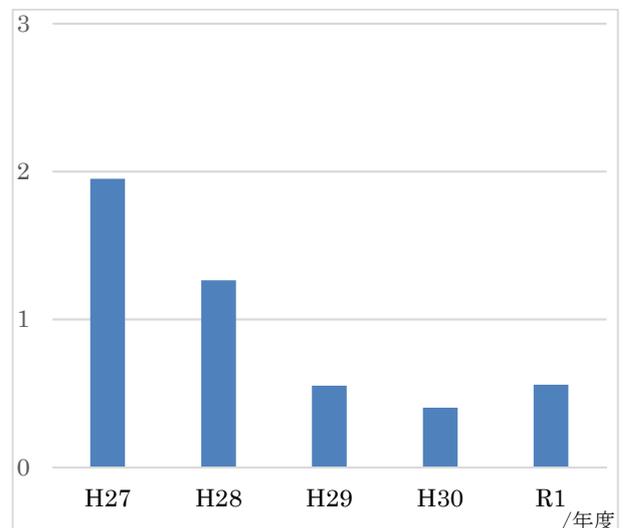
継続的な取り組みの結果、自動車用品店の理解も深まってきており、注意喚起件数は微増したものの、減少傾向を維持しております。

自動車機構では、今年度も引き続き関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取り組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。

表：保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の具体的事例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・窓ガラス貼付物等 (7件)	前面ガラスに貼付する位置によっては、ドライブレコーダーが運転者の視野を妨げるおそれがある
・灯火・反射器関係 (2件)	装備が義務付けられている灯火以外で点滅する灯火、禁止されている液体フィルムスプレーによる灯火器への塗装
・メーターパネル類のランプの色 (1件)	ウィンカー表示や駐車ブレーキ等のランプの色を、規定されている以外の色へ変更できる電球

グラフ：1店舗あたりの注意喚起件数



〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441(代表)

FAX 03-5363-3347